

# 子どもの権利を守るための 大人の役割

## 葛飾区

各立場と協働・連携し、施策を通じて、子どもが安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

## 保護者

家庭が子どもにとって大切な場であることを認識し、子どもが健やかに成長できるよう努めます。

## 子ども

## 取組の一例

- 子どもが安全で安心して過ごすことができる環境づくりに取り組みます。
- 虐待、体罰、いじめなどの権利侵害の防止に取り組みます。
- 子どもが、意見を表明したり、参加する機会の確保に取り組みます。



## 育ち学ぶ施設

(保育所や幼稚園、学校など)

子どもが自分で考え、学び、活動できるよう、各立場と協働・連携し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めます。

## 区民等

(地域社会)

子どもの権利について理解を深め、子どもの健やかな成長を見守り、支援するよう努めます。

## 「葛飾区子どもの権利条例」ができるまで

子どもや支援者等の意見をより丁寧に反映させることが重要であると考え、多くの方から意見を聴き、検討を進めてきました。

### 実施内容（一部抜粋）

#### 子ども

○区立小・中学校、私立中学校向けアンケート  
子どもの権利や相談に関するアンケートを実施しました。

#### ○子どもからの意見募集

区内在住又は在学の子どもの対し、子どもの権利や条例(素案)に関する意見募集を行いました。

#### 大人

#### ○関係団体ヒアリングや支援者等への意見聴取

子どもに関する活動を行う区内の関係団体や日頃から子どもを支援する立場の方々に対し、子どもの権利・相談についてお話を聴きました。

#### ○子どもグループヒアリング

子ども未来プラザや児童館にて、主に小学校低学年の子どもに対し、子どもの権利について、グループヒアリングの形式で直接お話を聴きました。

#### ○ワークショップ

子どもの権利に関するワークショップを開催しました。



# 葛飾区子どもの権利条例

令和5年10月1日施行



子どもの最善の利益が実現される「かつしか」を目指し、葛飾区全体で子どもの健やかな成長を支えていくため、子どもの権利に関する基本的事項を定めた「葛飾区子どもの権利条例」を制定しました。

詳しくはこちら ▶



全文はこちら ▶



## 子どもの権利とは

全ての子どもは、生まれたときから権利を持っています。

子どもの権利とは、一人の人間として大切にされ、成長するために必要なことです。



## 児童の権利に関する条約

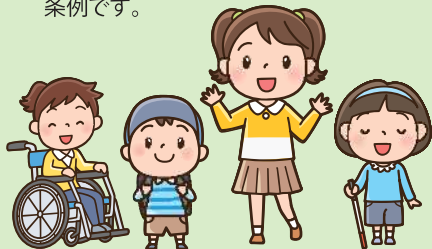
### (子どもの権利条約)

世界中の全ての子どもたちが持つ権利について定めた条約で、1989年に国連で採択され、日本は1994年に批准しています。

この条約は、子どもが権利を持つ主体であることを明確に示しており、子どもが大人と同じように、一人の人間として持つ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にある子どもならではの権利も定めています。

## 葛飾区子どもの権利条例

基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利を保障し、葛飾区全体で健やかな成長を支えることを宣言し、子どもの権利についての基本的事項を定めた条例です。



詳しくはこちらから ▶



## 葛飾区子どもの権利条例

### 前文 (一部抜粋)

子どもは、一人一人がかげがえのない存在です。生まれながらに権利を持ち、自分の意志を持って成長していくことができます。

全ての子どもは、命が守られ、差別されることなく、周りの大人からの愛情の下、遊び、学び、安心して生活することができます。そのために、私たち大人は、子どもの意見を聴き、大切に受け止め、一緒に考え、子どもにとって最も良いことを考えていきます。

私たちは、全ての子どもが心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、将来にわたって権利が保障され、笑顔で幸せに豊かな生活を送ることができる平和な社会を実現しなければなりません。

## 子どもの権利



安心して生きる権利

愛情を持って育てられ、健康に配慮され、あらゆる差別を受けず、安心して生活できます。



のびのびと育つ権利

遊んだり、学んだり、休んだりすることができます。また、文化・芸術・スポーツなど豊かな経験ができます。



守られる権利

暴力などから守られます。また、気軽に相談ができ、必要な支援を受けることができます。



参加する権利

自由に自分の意見を表すことができます。また、その意見は大切に受け止められ、尊重されます。

## 子どもの権利など、子どもに関する相談・連絡先

### ●子どもと家庭の総合相談

子ども総合センター

☎ 03-3602-1386

月曜～土曜日 / 午前8時30分～午後5時  
(祝日、休日、12月29日～1月3日を除く)

### ●児童相談

葛飾区児童相談所

☎ 03-5698-0303

(虐待通告は毎日24時間受付)

### ●教育相談

総合教育センター

☎ 03-5668-7603

月曜～金曜日 / 午前9時～午後5時  
(祝日、休日、12月29日～1月3日を除く)

### ●子どもの意見表明について

子どもの権利が守られていないと感じるときに、子どもが意見を伝えることができます。

子育て政策課

☎ 0120-061-873 (フリーダイヤル)

月曜～金曜日 / 午前9時～午後5時  
(祝日、休日、12月29日～1月3日を除く)

詳しくはこちらから ▶



発行・条例についての問い合わせ先  
葛飾区 子育て支援部 子育て政策課

☎ 03-5654-6136 (直通)

